

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 8 日)
(第 12 号)

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 12 号

○平成29年6月8日（木曜日）

議事日程（第12号）

平成29年6月8日（木）午前10時開議

第 1 議案第110号から議案第118号まで

〔質疑、委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1 議案第110号から議案第118号まで

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	大久保	孝栄
21	番	東	豊
22	番	山内	道明
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田 圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	柁 屋 眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 井 敏 人
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩

健康福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	福永 和伸
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	城本 暁
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	川端 郁子
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	山口 武美
選挙管理委員会委員	中西 正洋

午前10時15分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第112号及び議案第116号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、6月5日までに受理いたしました請願3件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

人 委 第 3 5 号

平成29年6月7日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

平成29年6月5日付け三議第50号で求められました下記の議案に対する本委

員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第112号 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

議案第116号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する
人事委員会の意見

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法等の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定を整備するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 32	(件 名) 平成29年三重県地域別最低賃金引上げについて (要 旨) 政府は、「一億総活躍社会」の実現にむけ「ニッポン一億総活躍プラン」を策定した。そのプランや経済財政諮問会議において、「名目	津市栄町1-891 日本労働組合総連合会三重県連合会 会長 吉川 秀治 ほか5名	29年・6月

<p>GDPを2020年頃に向けて600兆円に増加させていく中、政労使合意に沿って賃金上昇等による経済の好循環の確立を図るとともに、最低賃金を年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていくことが重要であり、これにより全国加重平均が1000円となることをめざす。」と表明している。また、「働き方改革実行計画」にも労働生産性向上のためにも最低賃金の引き上げが必要と明記されている。このことは最低賃金を引き上げることで消費が生まれ、名目GDPの600兆円を達成することが目的である。また、「このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業・小規模事業所の生産性向上等のための支援や取引条件の改善等を図る」としている。</p> <p>中央最低賃金審議会では、2010年の雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意など近年の一連の政府方針を踏まえた議論が行われ最低賃金の底上げが図られ、昨年の三重地方最低賃金審議会においても、公労使の真摯な議論のもと、過去最高の引き上げが行われたところである。</p> <p>最低賃金制度は勤労者の生活を支える最大の柱であり、賃金のセーフティネットであるべきものであるが、三重県では地域別最低賃金近傍で働く多くの非正規労働者は年2,000時間働いてもその収入は160万円程度で、ワーキングプアの年収目安と言われる200万円にも及ばず、経済的に自立した生活を営むことが困難な状況にあるのが実態である。我が国が発展を続けていくためには、若者、女性、高齢者など国民誰もが持てる能力を生かし、多様な働き方を選択できる社会をつくることが重要であり、そのためには最低賃金の引き上げが必要である。</p> <p>このような現状を鑑み、下記事項について国に対し意見書を提出するよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 国においては、平成29年度地域別最低賃金の改定に当たっては、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態を考慮し、一般労働者の賃金の水準、経済諸指標、また当該県の実体経済、生活環境などを踏まえた適正な水準引き上げとして、「誰もが1,000円」の到達をめざした改定を図るよう指導・助言を行うこと。</p> <p>2 パートや派遣労働者などの非正規労働者等に</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>芳野正里 英 山本恵香 岡野恵美 倉本崇弘 稲森稔尚 野村保夫 下野幸助 小島智子 藤田宜三 長田隆尚</p>	
---	--	--

	<p>も配慮した当該地域別最低賃金について、十分な審議を行うこと。</p> <p>3 国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」、「働き方改革実行計画」を踏まえ、適正な最低賃金の改定に合わせて、中小企業、小規模事業者に対する助成の拡充を早期に行うこと。</p>		
--	--	--	--

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 33	<p>(件名) 農業者の戸別所得補償を制度化することを求めることについて</p> <p>(要旨) 米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれている。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなく米流通業者の経営も立ち行かない状況となっている。 こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかろうとしているが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねない。 平成22年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して、生産に要する費用(全国平均)と販売価格(全国平均)との差額を基本に交付する「直接支払い(10aあたり15,000円)」が行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていた。 平成25年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については26年度産から10aあたり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊している。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしている。 これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことはあきらかである。 私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考える。そうした観点から、当面、生産費</p>	<p>津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 代表者 吉川 重彦 ほか1名</p> <p>(紹介議員) 山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚</p>	29年・6月

	<p>をつぐなう農業者戸別所得補償を制度化し、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求める。以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願する。</p> <p>1. 農業者の戸別所得補償を制度化すること。</p>		
--	---	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 34	<p>(件名) 国民健康保険県単位化について</p> <p>(要旨) 2018年4月からの国民健康保険の財政運営の県単位化にむけて、現在、県と市町の間で、協議・検討が行われている。</p> <p>3月には、保険料の仮算定が公表されたが、県平均6.6%、市町によっては30%近い保険料の増額が求められるような試算となっている。</p> <p>今後、県・市町で検討し最終的な制度が整えられると思うが、すでに滞納世帯が18.2%と全国5位の状況のなかで、保険料がどうなるのか、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題である。</p> <p>各市町には、低所得者の保険料を軽減するなど地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があるが、被保険者にたいしてほとんど説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されようとしている。</p> <p>そこで、以下の内容で、請願する。</p> <p>① 2018年度からの県単位化以降も、世帯の家計状況に十分配慮した保険料とすること。</p> <p>② 制度見直しについて、被保険者への周知を徹底し、混乱のないようにすること。</p>	<p>津市柳山津興1535-2 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信</p> <p>(紹介議員) 山本里香 岡野恵美 稲森稔尚</p>	29年・6月

質 疑

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、議案第110号から議案第118号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党、津市選出の岡野恵美でございます。

議案第117号に関する質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

いよいよ来年4月から、津市の中勢沿岸流域下水道、志登茂川処理区が供用開始されることになっております。そのため、今定例月会議に津市の維持管理負担金が提案されています。

負担金の単価は、一般家庭の排水は、流入水量1立方メートルにつき消費税を除いて121円、事業所などの特定排水は、流入水量1立方メートルにつき消費税を除いて149円となっております。

そこで、実際に津市の負担金の額は、負担金の単価に流入水量を掛けた額に消費税及び地方消費税に相当する額を足して算出することになっております。

私は、この津市負担金がゆくゆく津市民の下水道使用料にはね返ってくることを考えると、この金額の妥当性をしっかり見ていかなければならないと考えます。

そこで、この単価はどのようにして算出されたものであるか、その根拠をお示しください。私は、このことについて当局に事前にお聞きしておりますが、この際、議場の皆さんにも御理解いただくように御説明をお願いいたします。

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、維持管理負担金の単価の算出方法についてお答え申し上げます。

先ほど、議員からの説明にもありましたように、今回議案に提出しております維持管理負担金の単価には二つございます。

一つは、一般家庭などを対象とした一般排水の単価。もう一つは、一定規模以上を排水する工場などを対象とした特定排水の単価でございます。

まず初めに、一般排水の単価についてお答えします。

一般排水の単価は、経営計画期間である15年間の維持管理に要する経費の総額を同じ期間に処理場に流入する総計画水量で除して算出しております。

算出式は、維持管理に要する経費の総額割る総計画水量という割り算でございます。維持管理に要する経費の総額は、第1期経営計画期間である平成30年度から44年度までの下水処理場の維持管理に要する人件費、業務委託費、電力費、薬品費、修繕料、污泥処分費などを年度ごとに積み上げた額の15年間の合計としております。

また、総計画水量は、関係市町から示された同じ15年間の計画水量の合計としております。

志登茂川処理区においては、維持管理に要する経費の総額が70億9262万7000円であり、それを津市から示されました総計画水量5897万4000立方メートルで除して、1立方メートル当たりの単価を121円としました。

次に、特定排水の単価についてお答えします。

特定排水の単価は、一般排水の単価に資本費に係る単価を加えて算出しております。資本費に係る単価は、建設時に借り入れた起債のうち、第1期経営計画の最終年度である平成44年度までに償還すべき額の合計を15年間の総計画水量で除することにより算出しております。

志登茂川処理区においては、起債の償還額16億8480万5000円を総計画水量5897万4000立方メートルで除して、1立方メートル当たりの資本費処分費にあたる単価を28円とし、これに一般排水の単価121円を加えて149円としております。

私からは以上です。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 詳しく説明をしていただきました。

御説明では、一般排水及び特定排水の処理単価は、平成30年から44年までの15年間の維持管理費の総金額、すなわち人件費、維持管理業務委託料、電力費、薬品費などをこの期間に津市から流入される計画水量の総水量で割った1立方メートル当たりの金額だというふうなことです。

ところで、既に供用開始されておりますほかの五つの処理区の維持管理負担金を事前にお聞きしたところ、一番早く供用開始いたしました昭和63年1

月1日の北部処理区の処理単価は一般排水81円、特定排水96円で、現在は58円となっているということです。供用開始から既に30年以上たっておりますから、これは理解できる金額かと思えます。

北部処理区に続いて、津市の雲出川左岸処理区が供用開始したのは平成5年で、その後南部処理区、松阪処理区が供用開始し、5番目の宮川処理区が供用開始したのは、今から11年前の平成18年6月1日だということです。その宮川処理区の単価は、消費税5%を含んで、一般排水93円、特定排水101円だそうです。

ところで、今回提案されている志登茂川処理区の単価は、消費税を入れずに一般排水121円、特定排水149円になっていますから、宮川処理区と比べても随分高くなっておりますが、この金額の妥当性について御説明をお願いいたします。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 県内の他の処理区と比べて、志登茂川処理区の維持管理負担金が高くなっているのは、総計画水量が他の処理区よりも少ないことによるものです。

ちょっと算数のような答弁になって申しわけありませんが、一般排水を例にお答えをさせていただきます。

一般排水の算出式は、先ほどお答えしましたように、割り算の式となっておりますことから、15年間の維持管理に要する経費の総額が分子、総計画水量が分母の分数の形になります。この分数の分子である維持管理に要する経費は、施設の稼働に係る固定的経費と電力費などの流動的経費の二つに分けて管理しております。労務単価や電力量単価などは、近年上昇しているものの、維持管理に要する経費の大部分を占める固定的経費は、一定規模の処理能力を有した水処理施設、消毒施設、汚泥処理施設など、一連の施設を運転するための経費であることから、分数式の分子となる維持管理に要する経費の各下水処理場での差は小幅となります。

それに対して、一方、分母となる総計画水量は、各下水処理区で異なります。例えば、志登茂川処理区の総計画水量は、宮川処理区と比べますと約

60%となっております。

このように、他と比べて、志登茂川処理区の総計画水量が少なくなっております。分数式の分子が変わらず、分母が6割程度と小さくなっていることから、答えとなってあらわれてきます単価が高くなっています。

以上のように、志登茂川処理区の維持管理負担金が他よりも高くなっているのは、総計画水量が他の下水処理区よりも少ないことによるものです。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 詳しく説明をしていただきましたので、いろいろと理解をしたいというふうに思うんですけども、この三重県の流域下水道計画は、志登茂川処理区も含めて、ほぼ同じ時期につくられたのではないかなと私は理解しています。ところが、最初の供用開始から既に30年以上たちまして、それから時間の経過とともに、そういうふうな総計画水量についても随分変化をしてきたということに受けとめたところです。時間の経過とともに処理単価が結果的には高くなってきているという、そういう実態が今の現状だというふうに認識いたしました。

事前にいただきました志登茂川処理区維持管理負担金総括表を見ますと、維持管理費の中で一番大きいのは業務委託費で、全体の53%を占めております。業務委託費の中でも運転管理業務費と汚泥処分費が大きいというふうに受けとめております。

私は、この中身についてはこれ以上お聞きいたしません、一つの考え方として、三重県に住む人が流域下水道の恩恵をひとしく受けるということを考えて場合、三重県のどこにいても同じ受益者負担金であることが望ましいのではないかなというふうに思うわけです。結果的に、それが下水道使用料にはね返ってくることを考えますと、そのことについては、いろいろとその中身を検討していかなきゃならないと思うんですが、志登茂川処理区の場合、様々な理由で供用開始が遅れたということも結果的には反映してきたのではないかなと思います。

中でも、くい打ちデータの改ざんが起きたということで遅れたことは事実

だというふうに思います。ですので、遅れたことが処理単価にどのように影響しているのか、このことについて再度お聞きしたいと思います。

○**県土整備部長（水谷優兆）** くい処理等の問題で、供用時期が遅れたということについては事実でございます。

しかしながら、先ほど説明させていただきましたように、処理単価の計算の中で一番大きく占めるのは、総計画水量です。これは、下水道の処理エリアの人口でありますとか、あるいは事業所の数とか、そういう処理をするエリアの土地利用の状況、人口の状況、あるいは営業所があったりとか工場があったりという、そういう利用者の状況によって異なってくるものでございまして、期間が長くなったからとか、建設期間によって左右されるものではありません。それぞれの処理区の土地利用の状況によって変わってくるものであるのです。それによって、単価の大小というのは発生するものであるということをお理解いただきたいと思います。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○**5番（岡野恵美）** 私は、当該防災県土整備企業常任委員会に所属しておりませんので、貴重な時間をいただきまして、この場で詳しく説明をしていただいたこととさせていただきます。総計画水量だということで、決してくい打ちの結果とか、遅れたことではないというふうに言っていただけましたので、私自身としては、そのことはしっかりと受けとめていきたいと思っております。

下水道の利用を促進するためには、やはりどこでもどこにいても、同じような受益を受けるというような観点で、この下水道の単価についても、もう一度検討していただくことはできないだろうか。もちろん、県費の投入とか、いろんなこともあろうかと思うんですけども、できるだけ受益者の下水道の使用料にはね返らないように、このことを強く求めて、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○**議長（舟橋裕幸）** 以上で、議案第110号から議案第118号までに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第110号から議案第118号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件 名
115	三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
111	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
118	損害賠償の額の決定及び和解について

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
110	平成29年度三重県一般会計補正予算（第3号）

1 1 2	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
1 1 3	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
1 1 4	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案
1 1 6	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
1 1 7	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の維持管理に要する費用の市負担について

○議長（舟橋裕幸） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明9日から11日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明9日から11日までは休会とすることに決定いたしました。

6月12日は、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時31分散会